

## 平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の概要

### 1 趣旨

平成 23 年東北地方太平洋沖地震により著しい被害を受けた地域の地方公共団体において、昨年 11 月に成立した「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」の規定により平成 23 年 4 月に予定されている統一地方選挙の期日を延期する等の措置を講ずる。

### 2 選挙の期日の特例

- (1) 平成 23 年東北地方太平洋沖地震の影響により、統一地方選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難として総務大臣が指定する市町村（指定市町村）及び当該市町村の区域を包括する県（指定県）の議会の議員又は長の選挙の期日は、この法律の施行の日から起算して 2 月を超え 6 月を超えない範囲内において政令で定める日（特例選挙期日）とする。
- (2) (1) の指定に当たっては、総務大臣はあらかじめ当該県の選挙管理委員会の意見を聴かなければならない。当該県の選挙管理委員会が総務大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聴くものとする。

### 3 任期の特例

この法律の施行の日から平成 23 年 6 月 10 日までの間に任期が満了する指定市町村又は指定県の議会の議員又は長の任期は、特例選挙期日の前日までの期間とする。

### 4 その他

該当する選挙についての寄附等の禁止期間の特例等を設ける。

### 5 施行期日

公布の日から施行する。